

県南広域振興局長告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成29年11月24日

県南広域振興局長 細川倫史

同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600259	ジャパンケア北上	北上市大堤南一丁目8番10号	平成29年11月30日